

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき、32,100円(32.1円/L)の課税免除。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税の課税免除とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第十二条の二の七第一項第五号 地方税法施行令附則第十条の二の二第六号		
減収見込額	(初年度) - (▲24) (平年度) - (▲24) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国の電力の安定供給に寄与し、加えて地熱発電を含めた再生可能エネルギーの推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において、2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指すこととなっており、また、震災以降ベース電源に成り得るとともに国内に豊富なポテンシャルを有する地熱発電の開発促進が急務となっている。一方、コスト高や開発リスクを抱える地熱発電の導入促進については、国の支援が必要であり、経済的な支援につながる本租税特例措置の適用により加速的に開発を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。 政策軸：資源エネルギー・環境政策
	政策の達成目標	地熱資源獲得を推進するため、本特例措置により掘削コストを約1.6%程度低減させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	地熱資源獲得に係る掘削コストが約1.6%程度減少することが見込まれる。
政策目標の達成状況	次に示すとおり、掘削コストは低減され、本特例措置を活用している、地熱発電を安定的に運転するため、本措置を継続的に措置することが必要である。 ○掘削コストの低減状況 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 1.55% 1.78% 1.63% 1.29% 1.80% (課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる)	
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込み(法人)】 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 530kL 824kL 584kL 913kL 648kL 平成23年度 平成24年度 734kL 734kL (課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる) 現在稼働中の地熱発電所は全国で18地点のみ。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を適用した場合、地熱資源獲得に係る掘削コストは約1.6%程度減少する。また、軽油取引価格は平成17年度頃より高値での推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。 (参考) ・追加井1本の掘削コストに係る免税後における軽油コストの割合(実績) 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 3.51% 3.68% 4.67% 2.34% 3.69% (課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地熱発電は、開発コストが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、新規発電所の建設及び既存の発電所における追加井掘削に対して20%の補助を行っている(地熱発電開発費補助金)。平成24年度要求額722百万円。 ※後年度負担のみ
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算は、追加井の掘削そのものに係る補助金であるが、本特例措置は掘削に必要な燃料費負担の低減が目的であり、本特例措置を活用することにより、我が国の政策目標をさらに押し進めることができ、我が国の電力の安定供給を図ることができる。
要望の措置の妥当性	税率の変更に伴う建設コストの増大は、地熱発電の推進に影響を及ぼすおそれがある。今後、地熱発電の導入を進めるに当たっては、延長が不可欠。 また、本措置は至近5か年累計において89%が東北地域において活用されており、東北地域における電力の安定供給及び復興支援の観点からも妥当な手段である。	
ページ	—	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用状況（法人）】</p> <p>平成18年度 4件 17百万円 平成19年度 3件 26百万円 平成20年度 2件 19百万円 平成21年度 6件 29百万円 平成22年度 3件 21百万円 平成23年度 3件 24百万円 平成24年度 3件 24百万円 平成25年度 2件 26百万円 平成26年度 2件 13百万円</p> <p>（課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる。現在稼働中の地熱発電所は全国で18地点のみ。）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を適用した場合、地熱資源獲得に係る掘削コストは約1.6%程度減少する。また、軽油取引価格は平成17年度頃より高値での推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加井1本の掘削コストに係る免税後における軽油コストの割合（実績） 平成18年度 3.51% 平成19年度 3.68% 平成20年度 4.67% 平成21年度 2.34% 平成22年度 3.69% <p>（課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和55年 創設 平成21年 3年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>